

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年 12 月 13 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～18 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

①～⑱ 略

⑱ 株式会社博多大丸

・天神 1577 号線 (パサージュ広場：別紙 2)

# 別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 天神1577号線(パサージュ広場)



### 【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における  
道路活用賑わい創出事業



道路部分



### 位置図

